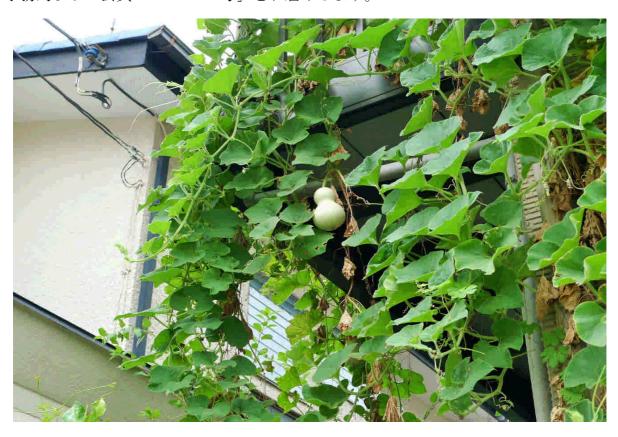


2020. 9(新-114号) 日本電気管理技術者協会 事務局 編集

ここへ来て暑さも嵐も過ぎ去って、久方ぶりにさわやかな日々が続いております。 皆様におかれましては、お変わりなくお過ごしのこととお慶び申し上げます。

さて本邦においては、今のところコロナも大人しくしているようです。一方、お上は大丈夫かい?「スガちゃんもお天気みたいにスガスガしくお願いしますよ、苦労人なんだから!!」と想う事務局より「会員ニュース114号」をお届けします。



2020年9月練馬区栄町、珍しや瓢箪の実り。

1.9月2日、電力安全課のHPに「電気事故速報値を更新しました」 が掲載されました。

恒例の「事故速報値」の更新です。

関東東北産業保安監督部の管内では、今年度に入り「感電負傷事故」が発生し、累計で5名となっています。会員の皆様もどうぞ「ご安全に!」日常業務の遂行をお願い申し上げます。

詳細は、添付資料「電気事故速報値(020年8月末日時点)」をご参照ください。

2.9月11日、電力安全課のHPに「『PCB適正処理推進月間』について」 が掲載されました。

なお、PCB廃棄物処理に関しては都道府県の環境部門が担当していることから、東京都のHP に掲載された「報道発表資料」が紹介されています。

詳細は、下記のURLから東京都のHPをご覧ください。

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/08/27/14.html

同じく、「PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」が掲載されました。

詳細は、添付資料「PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会チラシ」をご参照ください。なお、申し込みは事務局にご相談いただくか、下記のURLから直接お申し込みください。https://supportoffice.jp/pcb2020/

3.9月14日、同じく「非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について」が掲載されました。

非常時に移動用発電設備(自家用電気工作物)により他者の低圧事業場(一般電気工作物)へ電力供給する場合については、平成31年4月1日付『非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について」において、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)上の取扱いを整理していたが、その後の運用状況を踏まえ、次のとおり再度整理する。とのことです。

少し分りにくいのですが、「Q&A」を見ると、出力10kw以上の移動用発電設備により自前で低圧供給すると「自家用設備」とみなしますが、他の事業者(東電等)からの供給であれば「一般用電気設備」として取り扱うということのようです。昨年の台風被害のような広域で長時間にわたる停電時に備えるために、是非ご一読ください。

詳細は、添付資料「非常時移動用発電設備による供給Q&A」をご参照ください。

4.9月30日、同じく「構外にわたる電線路の外部委託等に関する『主任技術者制度の解釈及び運用(内規)』の一部改正について」が掲載されました。

近年、再生可能エネルギー発電所の普及に伴い、多様な発電設備や設置形態が増加し、特に構外にわたる高圧電線路の外部委託に係るニーズは急増している。こうした状況を踏まえ、第1回電力小委員会 電気保安制度ワーキンググループ(令和2年7月10日)において、外部委託承認制度の対象設備の見直しについて審議した結果構外にわたる電圧7,000ボルト以下の電線路のうち、一部については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」において要件を明確化し、外部委託を認めることが妥当とされた。ことから、所要の改正を行うとしたものである。とのことです。

詳細は、添付資料「構外にわたる電線路の外部委託Q&A」をご参照ください。

なお、本号の資料は各項目通して多岐にわたり、一部割愛せざるを得ませんでした。 より詳しい内容を確認されたい方は、事務局へ資料をご請求ください。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和2年8月31日時点

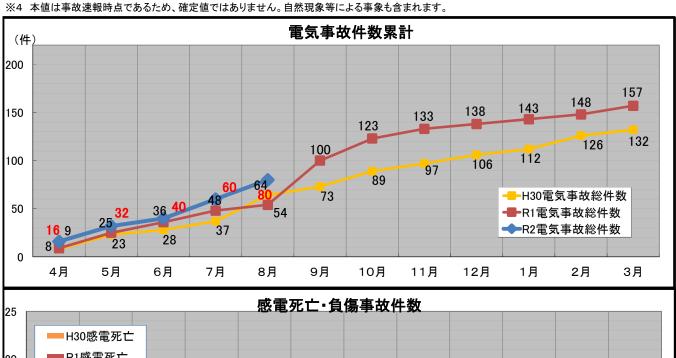
平成31年度·令和元年度

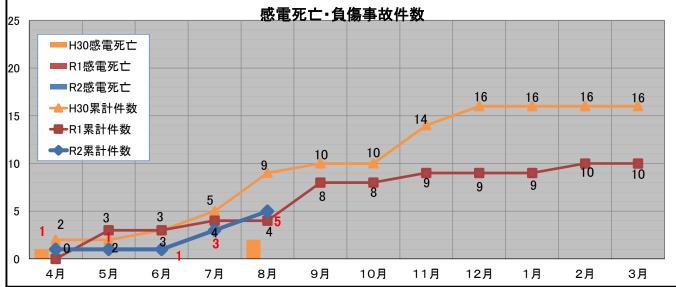
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
身	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
	電気火災	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
	停電波及	5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要	厚電気工作物破損等	4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
	発電支障	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	件数	9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
身	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)								5 (5)
	電気火災	0	0	0	0	0								0
	停電波及	9	9	5	9	11								43
主要	厚電気工作物破損等	6	7	4	7	8								32
	発電支障	0	0	0	2	0								2
	件数	16	16	9	19	20								80

- ※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。
 - (令和元年5月及び令和2年7月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)
 - (令和2年8月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)
- ※2 発電所における事故件数も含みます。
- ※3 人身の()は被害者数を表しています。





非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について(Q&A)

1 適用対象	低圧受電している一般家庭が切替開閉器を設置した場合、この整理が適 用されるのか。	適用されます。適用の際は、この整理に沿って、供給者と需要者である一般家庭の両者において必要となる措置等をとっていただくことになります。
1 適用対象	本整理は、災害時等による停電発生時に、移動用発電設備を他から移設 して設置し、使用する場合を想定しているのか。	そのとおりです。本整理は、非常用発電設備を常時設置していない需要者に移動用発電設備により電気を供給する場合で、供給者と需要者が異なる場合だけを対象としています。
1 適用対象	自治体の下水道・上水道部門や通信事業者等において、低圧受電しているポンプ場や中継局に切替開閉器を設置し、自らが管理している出力10kW以上の移動用発電設備を接続して使用する場合は、この整理が適用されるのか。	適用されません。本整理は、供給者と需要者が異なる場合だけを対象 としており、自らが管理している出力10kW以上の移動用発電設備を接 続した場合は、低圧受電の事業場であっても自家用電気工作物となり ます。
1 適用対象	低圧受電している一般用電気工作物に切替開閉器を設置し、自らが管理 している出力10kW未満の移動用発電設備(内燃力発電設備)を非常時 に接続して使用する場合は、一般用電気工作物のままか。	そのとおりです。一般用電気工作物に該当する出力10kW未満の移動用 発電設備(内燃力発電設備)を一般用電気工作物に接続することにな りますので、一般用電気工作物に該当します。
1 適用対象	出力10kW以上の移動用発電設備を1台保有する設置者が、切替開閉器のある低圧事業場を複数所有している場合、当該低圧事業場はすべて自家用電気工作物扱いとなるのか。	そのとおりです。切替開閉器のある低圧事業場を複数所有する者が、 自ら出力10kW以上の移動用発電設備を用意する場合は、すべての事業 場が自家用電気工作物扱いとなります。
1 適用対象	複数の事業場を設置する事業者が、出力10kW以上の移動用発電設備を 自らの事業場にそれぞれ接続可能とするよう準備した場合、当該事業場 は自家用電気工作物扱いとなるのか、一般用電気工作物扱いとなるの か。	非常時に自らの移動用発電設備(リース会社等から借り受けて自らが その設置者となる場合を含む。)を接続すると想定しているのであれ ば、自家用電気工作物扱いとなります。他者の移動用発電設備を接続 すると想定しているのであれば、一般用電気工作物扱いとなります。
1 適用対象	非常時移動用発電設備として、トラクターPTO駆動装置に発電機を接続する場合等には、本整理が適用できるのか。	トラクターのPTO(Power Take-off)装置という原動力設備に発電機を接続する場合、内燃力発電設備として電気事業法の適用を受けます。この原動力設備の設置者及び発電機の設置者並びに負荷設備の設置者との関係は、一義的に限定できないため、本整理の適用外としています。
2 運用解釈	1. (1) に規定する「停電発生が見込まれる時」とは、どのような場合か。	「停電発生が見込まれる時」としては、例えば、電力会社が計画停電を行うことを公表した場合、気象庁が当該地域に暴風、豪雨、豪雪等の警報又は特別警報を発表した場合等が考えられます。
2 運用解釈	1. (5) に規定する「設置・運用」には、停電時に電力を供給するために発電設備を運転することも含まれるのか。	そのとおりです。
2 運用解釈	1. (6) の規定について、リース業を営む者が供給者になることは可能か。	可能です。この場合は、本整理に基づく措置等をとる必要がありま す。
2 運用解釈	5. (1) に規定する「直接統括する事業場(平常時に、非常時移動用 発電設備を保管している事業場)」の規定について、供給者が用意した 移動用発電設備を、平常時に需要者の敷地内に保管することは認められ るのか。	供給者の移動用発電設備を他者(需要者を含む。)との契約の下に他者の敷地内に保管することは可能です。非常時に使用場所に移動させて設置し、稼働させるのであれば本整理が適用されます。ただし、保管場所から動かさずに供給ケーブルだけを使用場所まで敷設して接続供給することは、この整理の対象外となります。
2 運用解釈	5. (2) に規定する電気主任技術者を外部委託する場合、委託先である電気管理技術者又は電気保安法人が非常時に移動用発電設備を運転や切替操作を行うことになるのか。	電気管理技術者又は電気保安法人は、保安規程に従って、自らの監督・指示の下、技術員に移動用発電設備の運転や切替操作をさせても 差し支えありません。
2 運用解釈	5. (2) に規定する電気主任技術者を外部委託する場合の「規則第52条第2項に基づき電気管理技術者又は電気保安法人との間で非常時の取決めを行った上で委託契約」について、保安管理業務を委託する場合の点検頻度や換算値等はどうなるのか。	点検頻度は、平成15年経済産業省告示第249号第4条に規定する発電所(移動用発電設備)の種類及び規模に応じて行うこととなります。その際の電気主任技術者の外部委託の承認要件となる、規則第52条の2第一号口及び第二号八の算定方法について、同告示第3条に規定する換算値は、統括事業場に保管している移動用発電設備の台数で算出することとなります(使用を想定する低圧事業場の数で算出するものではありません。)。例えば30kW×5台であれば、換算値は0.3×5となります。
	1 適用対象 1 適用対象 1 適用対象 1 適用対象 1 適用対象 2 運用解釈 2 運用解釈 2 運用解釈 2 運用解釈	田されるのか。 本整理は、災害時等による停電発生時に、移動用発電設備を他から移設して設置し、使用する場合を想定しているのか。 自治体の下水道・上水道即門や過信事業者等において、低圧受電しているボンブ場や中継局に切替開閉器を設置し、自らが管理している出力 10kW以上の移動用発電設備を接続して使用する場合は、この整理が適用されるのか。 延圧受電している一般用電気工件物に切替開閉器を設置し、自らが管理している出力10kW以上の移動用発電設備を接続して使用する場合は、この整理が適用が高速が高速が高速が高速が高速が高速が高速が高速が高速が高速が高速が高速が高速が

非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について(Q&A)

NO.		分類	質問	回答					
Q2-7	2	運用解釈	6. (3) に規定する「代行者」とは、非常時に移動用発電設備からの電力供給を依頼している一般用電気工作物の所有者又は占有者を指定してよいか。						
Q2-8	2	運用解釈	6. (3)に規定する「代行者」は、何らかの資格要件が必要か。	代行者の資格要件は問いません。ただし、電気主任技術者は、6. (3)に関する保安の監督をすることができる者の中から代行者を指名しなければなりません。					
Q3-1	3	切替開閉器	2. (4) に規定する「供給者の責任において速やかに電力系統からの 受電に切り替える」とは、切替開閉器を自動ではなく手動で切り替えるということか。	そのとおりです。					
Q3-2	3	切替開閉器	4. (1) に規定する「必要な保護対策を講じること」とは、漏電遮断装置や過電流保護装置を設置することか。	そのとおりです。切替開閉器の設置位置は、一般送配電事業者から受電する分電盤の前の位置に設置する場合や、末端負荷の位置に設置する場合など、一様に定められないものと考えられます。例えば、分電盤の前の位置に設置する場合には、既存の過電流遮断器や漏電遮断器の確実な動作を確保することが必要ですし、末端負荷の位置に設置する場合には、新たに過電流遮断器や漏電遮断器等の保護装置を追加で設ける等、電気設備の技術基準に適合するような電気工事をすることが必要になります。					
Q3-3	3	切替開閉器	切替開閉器は、停電時及び復電時に自動で商用電源と発電機出力とが切り替わるものでなければならないか。手動で切り替えるものでも良いか。	今回の場合、非常時に移設して「切り替えて」使うことを想定しておりますので、手動での切替を想定しています。自動で切り替わるということは、通常時も設置していることになるので、本整理の対象から外れることになります。					

非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について

令和2年9月11日 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課

非常時に移動用発電設備(自家用電気工作物)により他者の低圧事業場(一般用電気工作物)へ電力供給する場合については、平成31年4月1日付け「非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について」において、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)上の取扱いを整理していたが、その後の運用状況を踏まえ、次のとおり再度整理する。

なお、本整理に該当しない場合における、非常時の移動用発電設備から電力供給を受ける低圧事業場については、自家用電気工作物として取り扱われ、自家用電気工作物としての法規制を遵守しなければならないことに留意されたい。

1. 用語の定義

本整理において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常時とは、災害等による電力系統の停電発生時又は停電発生が見込まれる時をいう。
- (2) 移動用発電設備とは、「移動用電気工作物の取扱いについて」(平成28年6月17日付け 20160531 商局第1号) に定められたもの(自家用電気工作物に限る。)をいう。
- (3) 低圧事業場とは、低圧で受電する事業場(一般用電気工作物に限る。)をいう。
- (4) 需要者とは、低圧事業場の所有者又は占有者をいう。
- (5) 非常時移動用発電設備とは、非常時において低圧事業場に対して電力供給を行うために設置・運用する移動用発電設備をいう。
- (6) 供給者とは、需要者とは異なるものであって、非常時移動用発電設備を設置・運用する者をいう。

2. 対象要件

本整理において、次の各号に掲げる対象要件を前提とする。

- (1) 一般用電気工作物は、平常時において一般送配電事業者から低圧(電灯のみ又は電灯と動力の契約)で受電するものであること。
- (2) 非常時移動用発電設備は、平常時は供給者が保管・管理を行い、非常時に供給者が一般用電気工作物の近傍に移動して据え付け、当該発電設備からの接続用ケーブルによって一の一般用電気工作物のみに接続するものであること。
- (3) 一般用電気工作物は、非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルが接続された際、当該 発電設備から供給される電気が電力系統に逆潮流を生じさせないように、次のいずれかの形 態で施設するものであること。
 - イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にあ

る近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で 分離するよう施設している形態。

- ロ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍 の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は 非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替 開閉器を施設している形態。
- (4) 非常時移動用発電設備は、電力系統の停電が復旧した場合には、供給者の責任において速 やかに電力系統からの受電に切り替えるとともに、当該発電設備(接続用ケーブル等を含む。) を速やかに撤去するものであること。
- 3. 電気工作物の区分の取扱い及び責任分界点

本整理において、電気工作物の区分の取扱い及び責任分界点は、以下のとおりとする。

- (1) 平常時における低圧事業場については、非常時移動用発電設備から電力供給を受けるため の切替開閉器を設置している場合であっても、当該切替開閉器を含めて一般用電気工作物と する。
- (2) 非常時における低圧事業場については、電気工作物区分とそれに伴う設置者責任の一貫性 を確保する観点から、自家用電気工作物である非常時移動用発電設備と接続用ケーブルを介 して接続されている場合であっても、一般用電気工作物とし、需要者と供給者の責任分界点 は、一般用電気工作物と接続用ケーブルの接続点とする。

4. 需要者の責務

本整理において、需要者の責務は、以下のとおりとする。

- (1) 需要者は、自ら所有又は占有する一般用電気工作物について、非常時移動用発電設備からの受電時においても電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)に適合するように必要な保護対策を講じること。
- (2) 需要者は、一般用電気工作物に必要な施設の設置工事及び保護対策について、電気工事士 法(昭和35年法律第139号)に基づき電気工事士に電気工事を行わせること。その際、 一般用電気工作物と非常時移動用発電設備との供給方式の整合を図るため、当該電気工事士 に供給者の電気主任技術者と連携して行わせること。
- (3) 需要者は、供給者が実施する非常時の電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検に 必ず立ち会い、供給者とともに安全状況の確認を行うこと。
- (4) 需要者は、供給者から説明を受けた注意事項を遵守すること。
- 5. 供給者による保安規程及び主任技術者の手続

本整理において、供給者による保安規程及び主任技術者の手続は、以下のとおりとする。

(1) 法第42条の規定に基づく保安規程の届出供給者は、非常時移動用発電設備の工事、維持及び運用(修理、改造、保管、点検、整備、

使用、据付等)の方法について保安規程を作成し、直接統括する事業場(平常時に、非常時 移動用発電設備を保管している事業場。以下「統括事業場」という。)がある場所を管轄する 産業保安監督部長宛てに予め保安規程の届出を行うこと。当該保安規程には、6.の内容を 記載すること。

なお、本整理に基づき、非常時に統括事業場から移動して非常時移動用発電設備を使用する場合にあっては、使用する場所(移動する区域)を管轄する産業保安監督部長宛ての保安規程の届出を省略することができる。また、使用する場所が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合についても、経済産業大臣宛ての保安規程の届出を省略できるものとする。

(2) 法第43条及び電気事業法施行規則第52条の規定に基づく主任技術者の選任及び申請供給者は、統括事業場に法第43条第1項に基づき電気主任技術者を選任し、又は電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第52条第2項に基づき電気管理技術者又は電気保安法人との間で非常時の対応について取決めを行った上で委託契約を締結し、統括事業場がある場所を管轄する産業保安監督部長宛てに予め届出又は申請を行うこと。

なお、本整理に基づき、非常時移動用発電設備を設置する場合にあっては、使用する場所を管轄する産業保安監督部長宛ての主任技術者選任届出又は外部委託承認申請等を省略することができる。また、使用する場所が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合についても、経済産業大臣宛ての届出又は申請等を省略できるものとする。ただし、規則第52条第2項に基づき電気管理技術者又は電気保安法人に委託する場合は、委託契約の相手方の主たる連絡場所が、統括事業場及び使用する場所に2時間以内に到達し得る場所にあること。一方、法第43条第2項に基づき電気主任技術者免状の交付を受けていない者の選任をしようとする場合の許可条件は、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成31年3月11日付け20190304保局第1号)2.による。

6. 供給者と需要者の協議等

本整理において、供給者と需要者は、次の事項に対して協議等を行うこととする。

(1) 供給者は、事前に接続箇所、接続方法の確認(一般用電気工作物における漏電遮断器等保護装置の動作の確実性の確認を含む。)をし、需要者と安全に関する取決め(電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検(絶縁抵抗の測定、電気ストーブ等の発熱機器の転倒、破損状況の確認を含む。)、切替開閉器の操作(切替開閉器を設置した場合に限る。)、供給電圧の維持(規則第38条第1項の維持すべき値以内に収めること。)等、安全上留意すべき事項の事前説明を含む。)を行うこと。また、電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検は、必ず需要者の立会いの下に行うこと。

なお、平常時に一般送配電事業者から単相三線式で受電している一般用電気工作物への非 常時における電力供給は、中性線の電位が大地に固定されることを原則とすること。

(2)供給者は、需要者と協議の上、非常時移動用発電設備を設置する場所を一般用電気工作物 の構内とは別の構内として設定し、運用時においては当該発電設備の周囲に柵塀等を設け、 電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにすること。

(3) 供給者は、平常時においては、非常時移動用発電設備を保守・管理すること。また、非常時においては、予め確保された場所に搬入・据付けを行うとともに、当該設置場所に電気主任技術者又は電気主任技術者が予め指名した代行者(以下「代行者」という。)が赴き、電気主任技術者又は代行者の監督下で電気工事士が供給用ケーブルを一般用電気工作物に接続すること。その他、当該発電設備からの供給と電力系統電源からの供給の相互の切替の操作に当たっては、需要者に操作することの了解を得た上で、電気主任技術者又は代行者が操作を行うこと。

7. 供給者による事故報告

供給者は、電力供給中に受電している一般用電気工作物において事故が発生した場合、電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第3条に準じて事故報告を行うこと。

2. 統括行為(風力、太陽電池及び水力発電所に限る)

2.1 事業場の考え方について

該当箇所:内規3.(1)

- Q. 風力発電所、太陽電池発電所又は水力発電所で、送電線路及び変電所を介して電力系統に接続し、 それらを一体として運用する事業場とは、どのようなものでしょうか?
- A. 電力系統との接続箇所が発電所から遠隔地にある場合、送電線路及び変電所を設置する場合がありますが、これらの電気工作物を一体として運用する場合は、事業場は1とみなして主任技術者を選任することができます。また、風力発電所については、複数の発電機と送電線路及び変電所を一体として運用する事業場等は1事業場とみなすことができます。なお、この解釈は1つの発電所に対して各1つの送電線路及び変電所という形態に限り、例えば複数の発電所を同一設置者の送電線路に接続する場合は、別事業場として取り扱います。ただし、平成25年4月4日付け『工事計画届出等又は環境アセスメントの要否の判断に係る「同一発電所」及び「同一工事」に該当するか否かの判断の目安について』に基づき、同一事業場として判断される場合は、1事業場となります。判断が難しい場合は、最寄りの産業保安監督部にご相談ください。
- Q. 電圧が170,000ボルト以上で連系等する風力発電所、太陽電池発電所又は水力発電所において、送電線路と変電所を介して電力系統に接続する場合、送電線路と変電所は別事業場として扱うのでしょうか?
- A. 電圧が170,000ボルト以上であっても、各1つの発電所、送電線路及び変電所を一体管理する場合は、1事業場とみなし、1人の主任技術者の選任とすることが可能です。ただし、1人の主任技術者の監督の下、複数の事業場を統括する行為は認められません。

2.2 異なる設置者の保有する複数設備に対する統括行為について

該当箇所:内規3. (1) ①

- Q. 統括行為を行いたい複数設備の設置者が異なる場合、委託契約等を締結すれば統括行為は認められますか?
- A. 認められません。統括行為は、原則として同一の設置者が一つの保安組織において複数の発電所等の保安管理を一体的に統括する場合に適用するものです。

2.3 資本関係 (親子、兄弟関係)による統括行為について

|該当箇所:内規3. (1)①

Q. 統括行為を行いたい複数設備について、設置者が異なるがその設置者間に資本関係等がある場合、 統括行為は行えますか?

- A. 保安管理上支障がない体制が構築できるとするような場合にあっては、個別にその内容を審査して妥当性を判断することになります。
 - (例) 統括事業所が被統括事業場の親会社であり、資本関係に加えて保安体制等に係る覚書の締結等を結んでいる場合。等
- 2.4 外部選任(内規1.(1)①及び②に定める者)、みなし設置者による統括行為について

| 該当箇所:内規3.(1)①

- Q. 同一設置者の複数設備を統括行為によって管理したい場合、外部選任(1.(1)に定める者)、 あるいはみなし設置者から電気主任技術者を選任し、行う統括行為は認められますか?
- A. 原則として認められません。ただし、1.(1)②に定める者あるいはみなし設置者であって、本来設置者との間に資本関係があり、前述した2.2のような場合には、個別にその内容を審査して妥当性を判断することになります。
- 2.5 発電所及び変電所の監視方法等について

該当箇所:内規3. (1)①

- Q. 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行わなければなりませんが、電気設備の技術基準の解釈第47条及び第48条における随時巡回方式等は適用できないのでしょうか。
- A. 被統括事業場であっても、種類や規模等の形態に応じ、電気設備の技術基準の解釈第47条及び 第48条に定める随時巡回方式等の適用は可能です。

構外にわたる電線路の外部委託等に関する 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正について(概要)

令和2年9月経済産業省産業保安グループ電力安全課

|1. 現状及び改正の経緯|

電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、当該電気工作物の保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられている。ただし、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第52条第2項の規定により、自家用電気工作物であって電圧7,000ボルト以下で受電する需要設備や電圧600ボルト以下の配電線路等については、一定の要件を満たし、保安上支障がないとものとして経済産業大臣(又は所管の産業保安監督部長)の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任せず、外部の法人又は個人に、保安の監督に係る業務を委託することができる(外部委託制度)。

近年、再生可能エネルギー発電所の普及に伴い、多様な発電設備や設置形態が増加し、特に構外にわたる高圧電線路の外部委託に係るニーズが急増している。こうした状況を踏まえ、第1回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ (令和2年7月10日)において、外部委託承認制度の対象設備の見直しについて審議した結果、構外にわたる電圧7,000ボルト以下の電線路のうち、一部については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(以下「内規」という。)において要件を明確化し、外部委託を認めることが妥当とされたことから、所要の改正を行うこととしたものである。

また、現行の内規においては、電気主任技術者の統括行為に係る要件が規定されているが、このうち、発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場(以下「被統括事業場」という。)の規定については、一部の解釈が難解であるとの意見があることから、当該規定の解釈を明確化するものである。

2. 改正の内容

規則第52条第2項第1号から第3号までのいずれかの事業場に接続する電線路(電圧7,000ボルト以下で連系等をするもので、当該事業場から電力系統に連系するためのもの又は当該事業場から同一設置者が設置する他の電気工作物に接続するためのものに限る。)が当該事業場の構外にわたる場合にあって、保安上支障がないと認められるものについては、当該事業場の一部として取り扱うこととする。なお、規則第52条の2第1号二及び第2号ハの算定方法等並びに規則第53条第2項第5号の頻度については、それぞれ平成15年経済産業省告示第249号第3条及び第4条に掲げる当該事業場の算定方法等及び点検頻度に準ずることとする。

また、被統括事業場について、発電所と同一設置者が設置する送電線路及び変電所を介して電力 系統に接続し、それらの電気工作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができるもの とする。

併せてその他形式的修正を行う。